



国土交通省北海道開発局

釧路開発建設部 釧路河川事務所

River  
Management

河川管理レポート

2023. 4-2024. 3

釧 路 川

目次

はじめに.....	1
<b>【第Ⅰ部】</b>	
1. 河川の概要.....	2
2. 河川維持管理の概要 .....	7
2.1 河川維持管理の目標	
2.2 河川維持管理における主な実施内容	
<b>【第Ⅱ部】</b>	
3. 具体的な維持管理の対策と令和5年度の取り組み状況.....	9
3.1 維持管理の条件整備	
3.2 河川巡視による状況把握	
3.3 点検	
3.4 天端補修	
3.5 法面補修	
3.6 樹木伐開	
3.7 河道内掘削	
3.8 水辺の楽校	
3.9 護岸補修	
3.10 堤防の補修	
3.11 河川管理施設修繕	
3.12 ゴミ、土砂、車両等の不法投棄（障害物除去・塵芥処理）	
3.13 堆積土砂除去	
3.14 河川区域等の維持管理対策	
3.15 許可工作物について	
3.16 河川管理者の協力事項	
3.17 効率化・改善に向けた取り組み	

【第Ⅲ部】

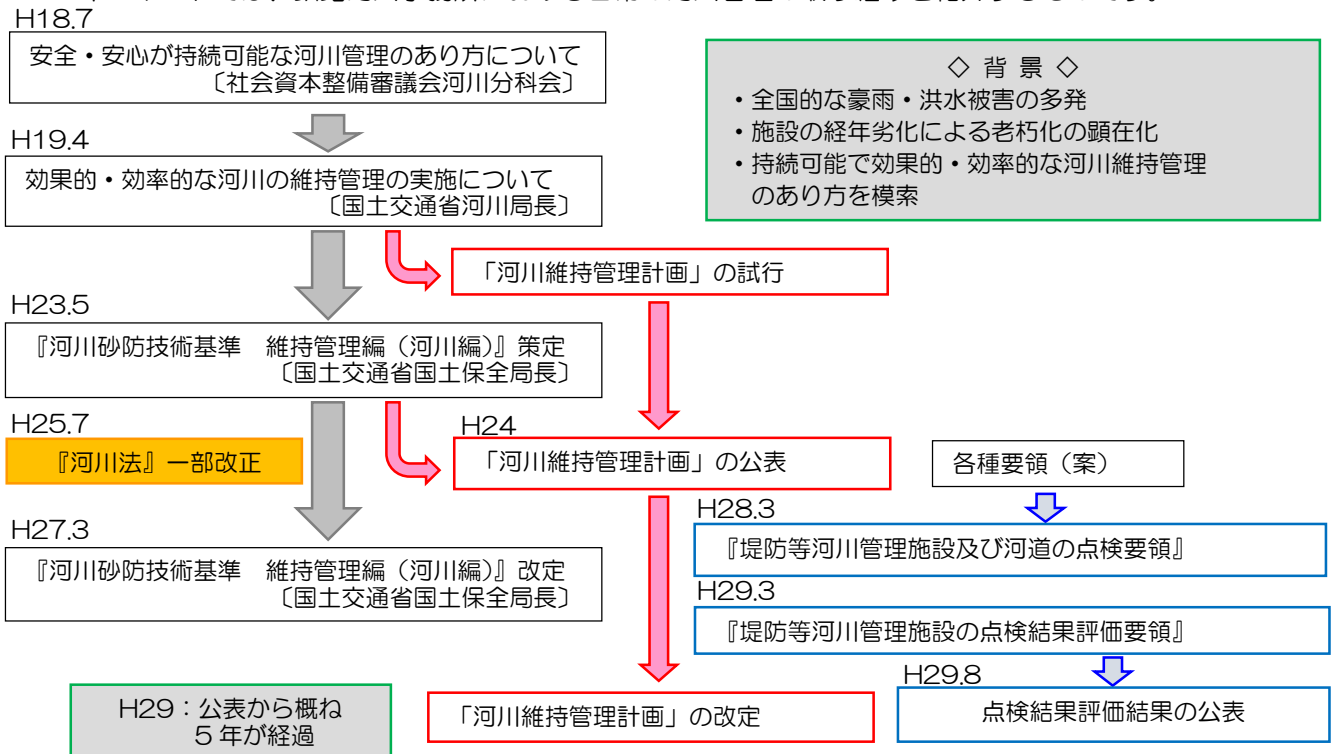
4. 釧路川のできごと .....	22
4.1 釧路川外減災対策協議会及び釧路川水系外流域治水協議会	
4.2 安全利用点検	
4.3 重要水防箇所合同巡視	
4.4 堤防決壊時のシュミレーション会議	
4.5 雌阿寒岳危機管理演習	
4.6 水質事故訓練	
4.7 刈草の無償配布	
4.8 出前講座（防災学習）	
4.9 水生生物調査	
4.10 市民団体との連携	
4.11 仮設トイレの設置（細岡カヌーポート）	
4.12 樋門操作訓練の実施	
4.13 出水対応	
4.14 花咲かじいさんプロジェクト【植樹】	

はじめに

近年は、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しています。北海道では平成 28 年 8 月に 3 つの台風が上陸、台風の接近により道東を中心に記録的な大雨となりました。釧路地方では、停滞する前線の影響により釧路川流域に強い雨が降り続き、特に標茶雨量観測所における 8 月の降水量は、観測史上最多雨量となる 561mm を記録するなど、各観測所で最多雨量を観測しました。この大雨により、釧路川で急激に水位が上昇し、標茶水位観測所では、避難判断水位を超過し、広里水位観測所で既往最高水位を記録しました。この雨により、釧路川中流部の堤防において法面すべりが発生し、さらに河岸の護岸損傷や天然河岸の浸食が発生しました。また、平成 30 年 3 月には、前線を伴った低気圧が太平洋東部を通過し、残雪のある、釧路川流域に断続的に激しい雨が降り続けました。24 時間の降水量は、弟子屈（てしかが）で 119mm、標茶（しべちや）で 87mm、鶴居（つるい）で 145mm を観測し、**3 月としては統計開始以降で最も多い記録となりました。**気温の上昇に伴う融雪などの要因もあって、**釧路川標茶水位観測所では「氾濫危険水位」を超え、一昨年 8 月の水位を超え、昭和 35 年 3 月出水に次ぐ戦後 2 番目となる水位 22.79m を記録**しました。このように毎年のように発生する豪雨や、河川管理施設の損傷等に対して、引き続き治水安全度を向上させる堤防整備等を進めることとあわせて、既存の施設を適切に維持管理することにより、安全を持続的に確保することが、ますます重要となっています。さらに、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中で、近年の厳しい財政状況も考慮して、河川という自然公物の特質に即した効果的・効率的な維持管理を行うことが必要です。

釧路開発建設部では、このような背景を踏まえ、平成 24 年 3 月に策定した「釧路川維持管理計画」に基づき河道や河川管理施設について定期的に点検・調査を行い、その結果を河川カルテに記録するとともに評価を行い「維持管理計画」に反映してきました。公表から概ね 5 年が経過した、平成 29 年度には「釧路川維持管理計画」を改定し、河川管理を行っています。

本レポートでは、釧路河川事務所における日常の河川管理の取り組みを紹介するものです。



河川維持管理計画の改定の経緯

## 1. 河川の概要

釧路川は北海道東部の太平洋側に位置し、その源を藻琴山（標高 1,000m）など屈斜路カルデラの外輪山に発し、カルデラ湖の屈斜路湖から流れ出て、弟子屈原野を流れ、弟子屈町で鑑別川、標茶町でオソベツ川等の支川を合流し、釧路湿原に至ります。この釧路湿原内で久著呂川、雪裡川等の支川を合わせ、岩保木地点において新釧路川となり、釧路市街地を南北に直流して太平洋に注ぐ、幹線流路延長 154km、流域面積 2,510km<sup>2</sup>の一級河川です。また、国が管理する区間（大臣管理区間）の延長は 102.8km です。

釧路川流域には、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村の 1 市 3 町 1 村が存在し、その人口は約 21 万人に上ります（平成 27 年国勢調査）。釧路市は、流域内最大の都市であり道東地域の社会・経済・文化の中心地です。

流域の土地利用は、明治維新後の入植当初から現在までの間に農業形態が大きく変化し、その後経済活動のための森林伐採や農地化、市街化等により山林面積が大きく減少し、耕作地や市街地が増加しています。

中上流部（K37.6～KP75.8）は、多くの箇所では捷水路工事を実施した区間であり、捷水路工事実施後は河床勾配が工事前より急になり、昭和 63 年～平成 7 年までは河床低下傾向でしたが、現在は一部で局所的な河床洗掘が見られるものの、概ね安定傾向です。今後も、河床の変動などに注視していく必要があります。



釧路川 上流部



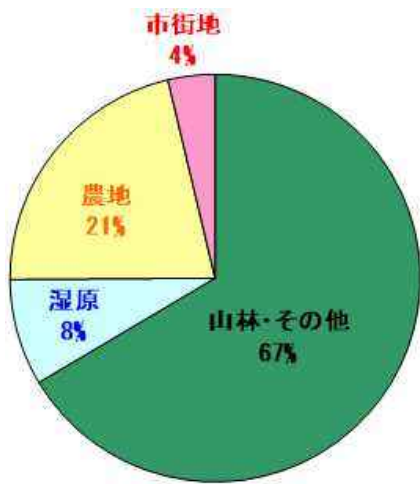
釧路川 中流部



釧路川 下流部

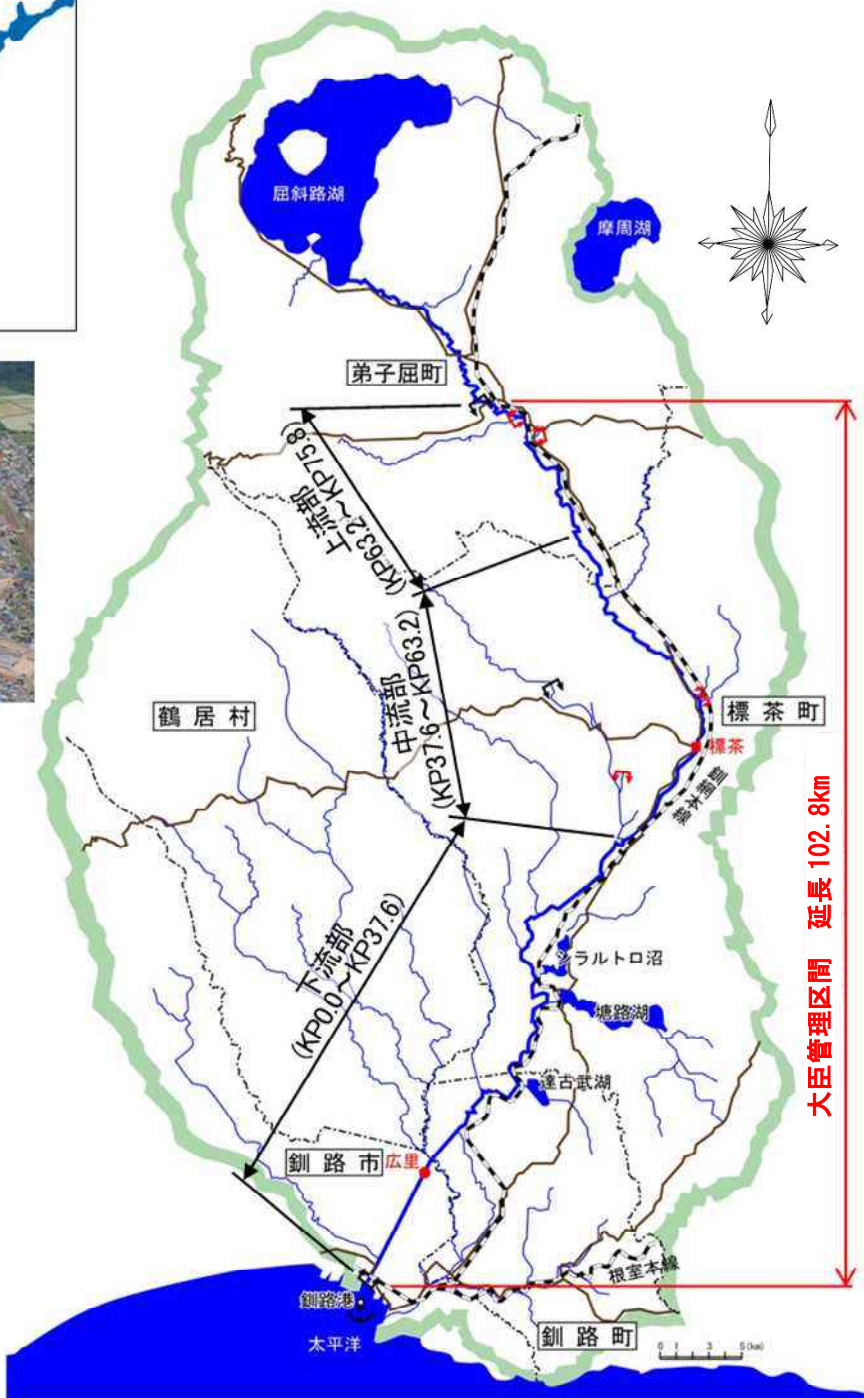


釧路川流域  
(標茶町市街地)



土地利用の割合

出典：2014年 LANDSTAT 画像データを基に作成



釧路川水系 概要図

## 釧路川

4

## 1. 河川の概要

釧路川の主な洪水被害の概要は下表の通りです。戦前では大正9年8月の低気圧がもたらした長雨による洪水により、釧路市街地が浸水し多大な被害が発生しました。この洪水を契機に、釧路川新水路の開削や中流部における捷水路事業等、本格的な治水事業が始まりましたが、その後も洪水被害が発生しています。

戦後では、昭和35年3月の融雪出水による弟子屈町・標茶町で氾濫により多大な被害が発生し、また昭和54年10月の台風による氾濫により被害が発生しました。平成28年8月には、台風による釧路川の増水に伴い、標茶町で内水被害が発生しました。

平成30年3月には、低気圧による大雨による釧路川の増水により、標茶町で内水被害が発生しました。また、弟子屈町では沢からの雪解け水によりJR摩周駅周辺が浸水するなどの被害が発生しました。

釧路川の主な洪水被害の概要

洪水発生年月	気象原因	流域平均一雨雨量 標茶地点 (mm)	観測流量 (m <sup>3</sup> /s)	被害等
大正9年8月	低気圧	345.0	標茶 1,230~1,280 (推定) 注1)	死者・行方不明者 10名、家屋流失 39戸、床上浸水 1,437戸、床下浸水 701戸、氾濫面積 17,100ha
昭和16年9月	台風	182.4	標茶 812(推定) 注2)	死者・行方不明者 24名、家屋全壊 28戸、家屋半壊 21戸、家屋流失 20戸、床上浸水 959戸、床下浸水 631戸、田畑流失浸水 1,596ha※釧路地方
昭和22年9月	台風	128.7	標茶 618 注1)	死者・行方不明者 11名、家屋倒壊 33戸、家屋流失 20戸、家屋浸水 7,288戸、田畑冠水 7,261 ha※北海道全域
昭和35年3月	低気圧	111.6	標茶 778 注1)	床上浸水 722戸、床下浸水 1,482戸、畑冠水 252ha ※釧路支庁管内全域
昭和54年10月	台風	170.7	標茶 428 注3)	浸水面積 544.2ha(阿寒町、鶴居村)、建物被害 34棟(釧路市、阿寒町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、釧路町)
平成4年9月	台風	174.3	標茶 324 注3)	建物被害 24棟(釧路市)
平成15年8月	台風	156.2	標茶 337 注3)	浸水面積 138.0ha(釧路市、阿寒町、標茶町、弟子屈町、釧路町)、建物被害 3棟(阿寒町、釧路町)
平成28年8月	台風	363.0	標茶 470 注4)	浸水面積 12.1ha(標茶町) 浸水家屋 25戸(標茶町)
平成30年3月	低気圧	139.0	標茶 560 注5)	標茶町 床上浸水 4戸、床下浸水 8戸 弟子屈町 床上浸水 19戸 床下浸水 26戸

出典：注1)「水害」財団法人北海道開発協会(監修：国土交通省北海道開発局建設部河川管理課)：平成17年3月発行

注2)「北海道地域防災計画」北海道防災会議：平成14年3月発行

注3)「災害記録」北海道(毎年発行)

注4)「平成28年8月から大雨及び台風10号による出水の概要」：平成28年9月29日北海道開発局河川管理課

注5)平成30年3月の数値は速報値であり、今後変更となる可能性がある

## 1. 河川の概要

近年の主な地震と津波は下表の通りです。流域は地震多発地帯となっており、昭和27年の十勝沖地震を始め平成5年に釧路沖地震、平成6年に北海道東方沖地震、平成15年には十勝沖地震が発生し、いずれも河川管理施設に大きな被害が生じ、津波による影響も受けました。また、釧路川流域の全市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されています。

平成23年3月の東北地方太平洋沖地震では、釧路港で2.1mの津波が観測され、河川遡上が河口から11.0kmまで確認されました。この津波により、釧路川〔北海道管理区間〕河口部両岸地域への浸水被害が発生したほか、港湾施設などに多数の被害が発生しました。

また、平成30年9月の北海道胆振東部地震では、釧路管内での大きな被害はありませんでしたが、胆振管内の厚真町で北海道では初めてとなる震度7が観測され、主に胆振管内で大きな被害が出ました。

釧路川流域の主な地震

発生年月日	M	地震名等	最大震度 下段:主な流域内 市町村の震度	地震被害等
1894 明治27年3月22日	7.9	根室半島南東沖	最大震度:5 震度5:釧路ほか	死者1、死傷6、住家損壊29件、非住家その他損壊72件
1952 昭和27年3月4日	8.2	十勝沖	最大震度:6 震度5:釧路ほか	死者28、行方不明5、負傷者287、住家被害等8,534軒、住家浸水流出419軒
1962 昭和37年4月23日	7.0	十勝沖	最大震度:5 震度5:標茶ほか	負傷者2、住家損壊52軒、非住家損壊3軒
1973 昭和48年6月17日	7.4	根室半島南東沖	最大震度:5 震度5:釧路ほか	負傷者28、住家損壊5,083軒、住家浸水70軒、非住家損壊18軒
1993 平成5年1月15日	7.8	釧路沖地震	最大震度:6 震度6:釧路	死者1、重傷116、住家被害全壊44棟、半壊155棟、被害総額530億8100万円
1994 平成6年10月4日	8.1	北海道 東方沖地震	最大震度:6 震度6:釧路ほか	重傷31、軽傷404、家屋被害全壊39棟、半壊382棟、一部破損7,154棟、床上浸水6棟、床下浸水14棟、被害総額475億8千万円
2003 平成15年9月26日	8.0	平成15年 十勝沖地震	最大震度:6弱 震度6弱:釧路 町ほか 震度5強:釧路市 ほか	行方不明2、重傷68、軽傷779、住家被害全壊116棟、半壊368棟、一部破損1,580棟、床下浸水1棟 被害総額253億1500万円
2004 平成16年11月29日	7.1	釧路沖	最大震度:5強 震度5強:釧路 町、弟子屈町ほか	重傷7、軽傷45、住家被害全壊1棟、一部破損4棟
2004 平成16年12月6日	6.9	根室半島南東沖	最大震度:5強 震度5弱:釧路 町、弟子屈町ほか	重傷1、軽傷11、町営住宅の浄化槽マスの損傷1件、公立小・中・高校8校で校舎等の一部破損、社会教育施設2施設で内壁の一部破損

※明治27年以降の地震で釧路川流域市町村震度が5以上かつマグニチュード7.0程度以上を観測した地震の概要を掲載  
出典:明治27～平成6年「北海道東方沖地震 河川災害の記録 (平成7年3月)」北海道開発局 釧路開発建設部、  
平成15～16年 気象庁及び消防庁資料をもとに作成



### ◆ 管理区間及び河川の管理区間区分

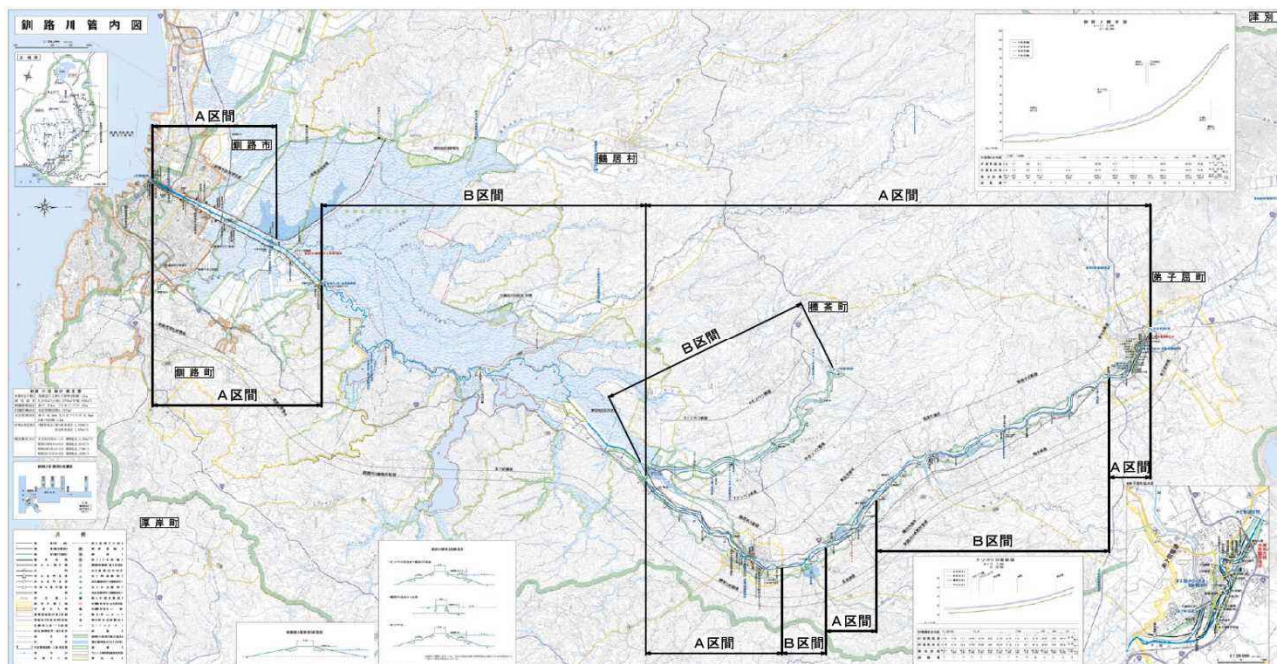
氾濫区域に多くの資産を有し、堤防によって背後地が守られている区間をA区間とします。一方、背後地の地盤高が部分的に高い、一連区間で堤防を有していない、又、氾濫域に社会的影響が大きい重要な施設がない区間をB区間とします。

#### A区間

- 堤防：一部に暫定断面の堤防が存在している。また、重要水防区間が存在する。
- 河道：上流部は弟子屈市街、中流部には標茶市街があり、弟子屈市街は特殊堤となっている。下流部は昭和6年に通水した新釧路川にほぼ全流量が流下しており、釧路川下流は岩保木水門で締め切られている。
- 高水敷：上下流部ともに市街地において河川利用が多いが、その反面で不法投棄が深刻化している。

#### B区間

- 堤防：無堤区間。
- 河道：釧路湿原国立公園内を流下し、ほとんどの区間で原自然の蛇行河道を保持しており、周囲は低層湿原が広がっている。オソベツ川については、周辺部が農地化されており、無堤区間の一部は被害軽減対策区間となっている。
- 特徴：釧路湿原区間においては国立公園内にあり、カヌーや釣り利用等の河川利用が多いことから、河川環境保全を目的とした巡視を強化している。また、湿原区間内ではゴミの不法投棄が多いことから動力船やカヌーによる巡視とゴミの回収を実施している。



河川区間区分図

## 2. 河川維持管理の概要

### 2.1 河川維持管理の目標

#### 【河道流下断面の維持】

##### 河道流下断面 の維持 (区間共通)

維持管理すべき一連区間の河道流下断面は、当該断面の流下能力を考慮して設定するものとします。

河道流下断面の変化は、維持管理対策の直接の対象となるものです。また、樹木による停滞水域は直接河道流下断面を減じる要因となります。河床材料や植生等による粗度は当該箇所の流下能力に影響します。

釧路川の維持管理では、現状の流下断面を維持します。また、河川改修等により河川整備計画の目標流量に対応した河道流下断面が確保された区間においては、その流下断面を維持します。

#### 【施設の機能維持】

##### 河川管理施設 の機能維持 (区間共通)

堤防・河道点検による状態把握を行いながら、維持すべき施設の機能を適切に確保します。定期縦横断測量結果の重ね合わせによる局所洗掘・堆積の経年変化や、新たな洗掘・堆積箇所の把握、護岸や施設の変状の結果を踏まえ、施設の機能を維持するのに必要な対策を実施します。

##### 河川区域等の 適正利用

河川は広く一般の利用に供されるべきものであることから、一部の利用者による危険な行為等が行われないようにします。

河川維持管理の実施に当たっては、河川の自然的、社会的特性、河川利用の状況等を勘案しながら、河川の状態把握を行うとともに、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行います。

##### 河川環境の 整備と保全

河川維持管理に当たっては、現状の河川環境を保全するだけでなく、維持管理対策により河川整備計画等にある目標に向けた河川環境の整備がなされるよう努めます。河川環境の整備と保全においては、調査や河川巡視等により河川の状態把握に取り組みながら維持管理します。

## 2.2 河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を随時実施しています。

## ◆ 河川の維持管理



堤防除草



河川巡視



堤防点検



安全利用点検



塵芥処理



河川管理施設状況把握

### 3. 具体的な維持管理の対策と令和5年度の取り組み状況

#### 3.1 維持管理の条件整備

##### 3.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

###### 基本的な考え方

堤防点検など河川の状態把握のため除草を行います。

堤防表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、出水期前の堤防点検に支障が無いよう年1回行うことを基本とします。

###### 取り組み状況

堤防点検を実施するため、堤防法面や堤内排水等の除草を実施しました。

取り組み場所：全区間



堤防除草（トラクターモア）



堤防除草（ハンドガイド）

#### 3.2 河川巡視による状況把握

##### 3.2.1 平常時の河川巡視

###### 基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的・計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行います。

###### 取り組み状況

河道・河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集等を対象として、夏期は週2回・冬期は週1回の河川巡視を実施しました。また、釧路湿原内はカヌーでの巡視を行いました。

取り組み場所：全区間



河川巡視状況  
（堤防）



カヌーによる河道内巡視状況  
（釧路湿原内）

### 3.2.2 出水時の河川巡視

#### 基本的な考え方

出水時には、状況の変化に対応して、適切な措置を迅速に行う必要があります。出水時の河川巡視は、堤防・洪水流・河道内樹木・河川管理施設及び許可工作物・堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施します。

**取り組み場所：**全区間

### 3.2.3 目的別河川巡視

#### 基本的な考え方

平常時の河川巡視において、すべての対象を詳細に確認することは困難であるため、対象を絞り目的を明確にした目的別巡視も実施します。

#### 取り組み状況

河川特性や課題等を考慮し、場所・目的等を絞った徒歩による目視を含む巡視を行い、異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を行い必要に応じて対策を実施します。

**取り組み場所：**全区間



目的別巡視  
(樋門の土砂堆積状況の確認)



目的別巡視  
(堤防天端舗装の破損状況の確認)

### 3.2.4 異常時河川巡視

#### 基本的な考え方

河川に異常が発生した場合（事故・火災等）、又はそのおそれのある場合に河川の状況を把握するために異常時河川巡視を実施します。

#### 取り組み状況

河川特性や課題等を考慮し、場所・目的等を絞った徒歩による目視を含む巡視を行い、異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を行い必要に応じて対策を実施します。

#### 取り組み場所：全区間



油膜流出状況の確認  
（オイルフェンス設置後）



油膜流出状況の確認  
（オイルフェンス撤去後）

## 3.3 点検

### 3.3.1 出水期前・台風期点検

#### 基本的な考え方

釧路川においては、出水期前・台風期（堤防のある区間は除草後）の適切な時期に徒歩を中心とした目視・計測機器等を使用して、河道及び河川管理施設の点検を行います。

この点検においては、堤防・護岸・根固工の変状の把握、樋門・水門等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、具体的な点検を行うことを基本とします。

#### 取り組み状況

出水期前に、融雪出水の状況等を考慮して適切な時期に堤防・河川管理施設・河道の点検を実施しました。

#### 取り組み場所：全区間



堤防法面の点検実施状況



堤防天端の点検実施状況

### 3.3.2 出水後点検

#### 基本的な考え方

出水後、津波後等においては、河道、河川管理施設の変状等を把握するために、必要に応じて点検を実施します。

#### 取り組み状況

今年度は出水後点検の対応はありませんでした。

取り組み場所：全区間

### 3.3.3 地震時点検

#### 基本的な考え方

一定規模の地震発生後には、安全に十分留意しつつ、河川管理施設の状況等を点検します。直轄河川については地震後の点検要領が定められており、大河川においてはそれにより地震の規模等を考慮して必要な点検を実施するものとします。

また、地域社会等への影響が懸念される施設（重要な河川管理施設等）については、迅速な状態把握が必要なため、あらかじめ対象施設を抽出の上、臨時点検の体制の整備に努めます。

#### 取り組み状況

今年度は地震時点検の対応はありませんでした。

取り組み場所：全区間

### 3.3.4 機械設備を伴う河川管理施設の点検

#### 基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設（水門・樋門・樋管）の信頼性確保・機能維持のため、コンクリート構造部分・機械設備及び電気通信施設に対応した、定期点検・運転時点検及び臨時点検を行います。定期点検は、機器の作動確認・偶発的な損傷発見のため、管理運転を含む月点検・年点検を基本とします。コンクリート構造部については、コンクリート標準示方書<sup>1)</sup>に準じて、適切に点検・管理を行います。



扉体点検状況

### 3.4 天端補修

#### 基本的な考え

堤防の天端は堤防の高さや幅を維持するためのほか、河川巡視や緊急時のパトロール、水防活動等に重要な部分ですが、管理車両や河川利用者の通行等の人為的な作用、降雨等の自然の作用により様々な変状を生じる場所であるため、適切に維持管理します。天端の損傷状況に応じて、クラック・わだちの補修・天端の舗装・アスカーブの設置等を行うなど、河川管理に支障をきたさないように対策を実施します。舗装箇所についても損傷状況に応じて、クラック・欠損箇所の補修を行います。また、安全に通行が出来ない状態では、通行禁止措置とします。

#### 取り組み状況

点検結果により、舗装箇所にクラックが発生し河川管理に支障をきたす箇所において舗装補修を実施しました。

**取り組み場所：**標茶左岸築堤



天端補修状況



### 3.5 法面補修

#### 基本的な考え方

堤防法面の植生不良により、降雨や流水等により法崩れや洗掘される恐れがあるため、適切に維持管理します。

#### 取り組み状況

点検結果から、植生不良により降雨による法崩れや、流水による洗掘等が懸念された箇所の法面補修を実施しました。植生状況については継続して状態監視を実施します。



法面補修状況

### 3.6 樹木伐開

#### 基本的な考え方

河道内の樹木は、河川の生態系保全や良好な景観の形成等で重要な機能を有します。一方、流下断面阻害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、洪水による樹木の流木化、樹木群が土砂の堆積を促進し、河積をさらに狭めてしまう場合もあります。また樹木の根は、堤防、護岸等の河川管理施設に損傷を与えることがあります。これらの状況を点検あるいは河川巡視等により把握し、適切に樹木の伐開等の維持管理を行います。

#### 取り組み状況

流下能力の維持が必要な箇所、河川管理施設の維持管理のため必要な箇所について樹木伐開を実施しました。



樹木伐開状況

## 7 河道内掘削

### 基本的な考え方

河道内の樹木群が土砂の堆積を促進し、砂州が固定化することで、流下断面阻害による流下能力が低下することがあります。また堤防、護岸等の河川管理施設に損傷を与えることがあります。これらの状況を点検あるいは河川巡視等により把握し、適切に樹木の伐開等の維持管理を行います。

### 取り組み状況

今年度は河道内掘削の対応はありませんでした。

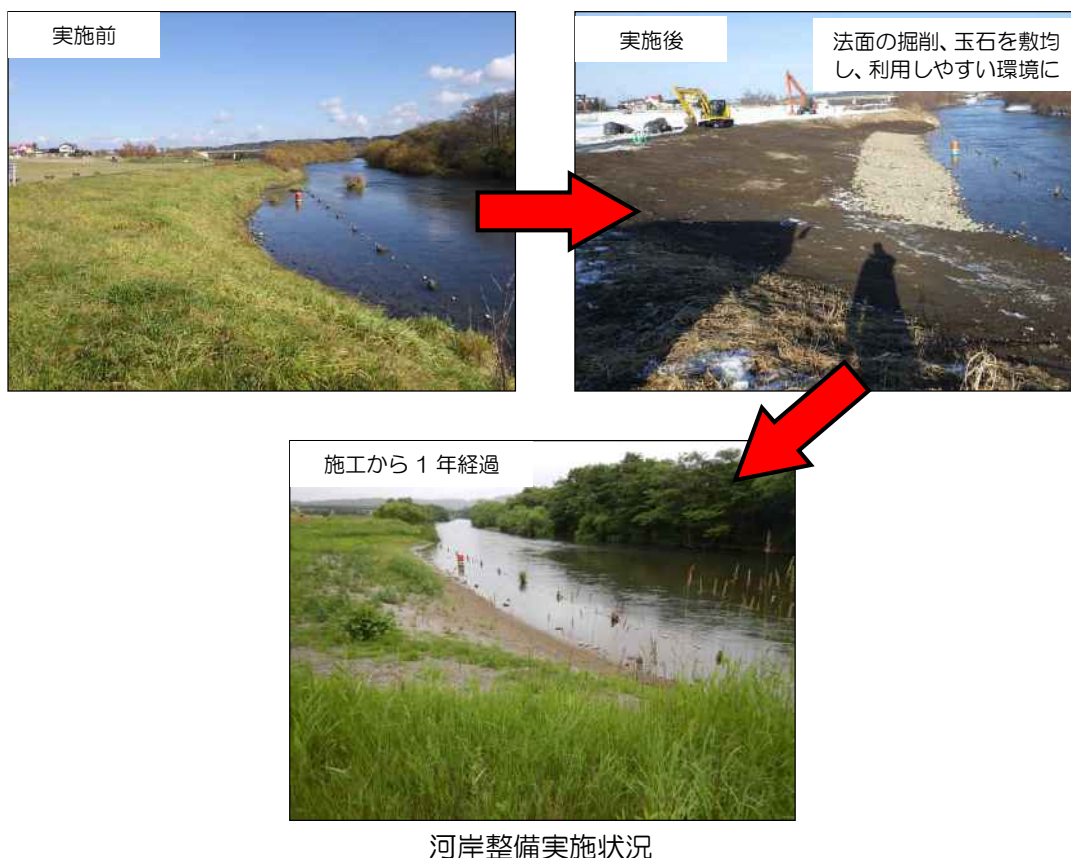
### 3.8 水辺の楽校

#### 基本的な考え方

子ども達の水辺利用促進を目的に平成21年に整備され、水生生物調査等各種イベントも実施されています。しかし、土砂が河道内・法面に堆積することで利用しづらい環境となる恐れがあるため、適切に維持管理します。

#### 取り組み状況

法面の掘削及び河岸に玉石を敷均し、子ども達が利用しやすいようにしました。今後も継続的に状態監視を実施します。



### 3.9 護岸補修

#### 基本的な考え方

護岸は、堤防や河岸防護等の機能が保全されるよう維持管理します。なお、維持管理に当たっては、水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、可能な限り河川環境の整備と保全に配慮します。

#### 取り組み状況

今年度は護岸補修の対応はありませんでした。

### 3.10 堤防の補修

#### 基本的な考え方

洪水から豊かな暮らしを守るために、堤防点検や河川巡視により損傷が確認された場合には、損傷が拡大して堤防の治水機能が損なわれないように維持管理します。

#### 取り組み状況

釧路川では小動物による堀進穴が多く発生しており、堤防への影響が大きい箇所を優先して補修を実施しました。



堤防補修実施状況

### 3.11 河川管理施設修繕

#### 基本的な考え方

堤防以外の施設（水門・樋門・樋管等）において、排水や洪水の流下機能及び逆流防止機能に支障をきたさないよう維持管理します。

#### 取り組み状況

河川巡視及び点検結果から、社会への影響や設置条件等により評価を行いました。今年度は補修せず、経過観察をしていきます。

3.12 ゴミ、土砂、車両等の不法投棄（障害物除去・塵芥処理）

基本的な考え方

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督・撤去等の対応を行います。地域住民等への不法投棄の通報依頼・地域と一体となった一斉清掃の実施・河川巡視の強化・警告看板の設置・車止めの設置等により、ゴミや土砂・産業廃棄物・車両・船舶等の不法投棄の未然防止に努めます。また、不法投棄の実態を示したゴミマップを通じて、住民の意識向上を図ることが重要です。

取り組み状況

河川巡視及び点検結果から、河川管理施設への影響が顕著な箇所において、塵芥処理を実施しました。また、地域住民による清掃活動の実施及びゴミマップをHPで公開して不法投棄における地域住民の意識向上を図っています。

取り組み場所：全区間



不法投棄の状況



塵芥処理の実施



ゴミマップを作成してHPに公開

### 3.13 堆積土砂除去

#### 基本的な考え方

水門・樋門・樋管に堆積した土砂は、堤内地から流入する排水の流下に支障をきたすため、施設機能が保全されるよう維持管理します。

#### 取り組み状況

点検結果から、排水機能に支障をきたしている樋門にて土砂の除去を実施しました。

取り組み場所：山崎樋門・倉戸樋門



堆積土砂撤去の状況（山崎樋門）

### 3.14 河川区域等の維持管理対策

#### 基本的な考え方

河川には、河川の流水利用・河川区域内の土地利用・土石等の採取等種々の利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、河川環境に配慮しつつ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用されるように維持管理します。

### 3.15 許可工作物について

#### 基本的な考え方

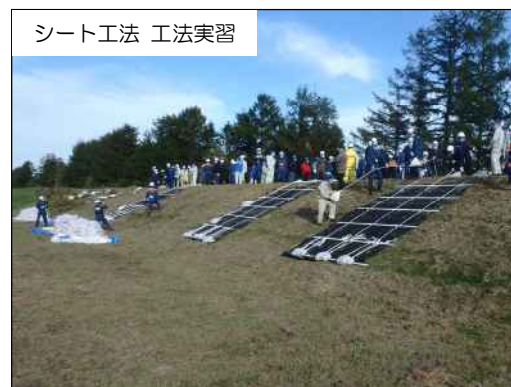
許可工作物については、管理者が施設を良好な状態に保つよう維持・修繕するもので、設置者の責により維持管理します。河川管理者は設置者に対して、技術的基準を踏まえた適切な指導や法に基づく権限を行使します。

### 3.16 河川管理者の協力事項

#### 基本的な考え方

河川管理者（北海道開発局長）は自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体（市町村）が行う水防のための活動に次の協力を行います。

- ア 水防管理団体（市町村）に対して、河川に関する情報（釧路川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）を提供する。
  - イ 重要水防箇所の合同点検を行う。
  - ウ 水防管理団体（市町村）が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。
  - エ 水防管理団体（市町村）及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材等を貸与する。
  - オ 洪水、地震、津波により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体（市町村）と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うため、水防管理団体（市町村）へ職員の派遣（リエゾンの派遣）を行う。
- \*市町村長からの避難勧告の発令等の判断に際して助言を求められた場合、その掌握事務に関し必要な助言を行う。

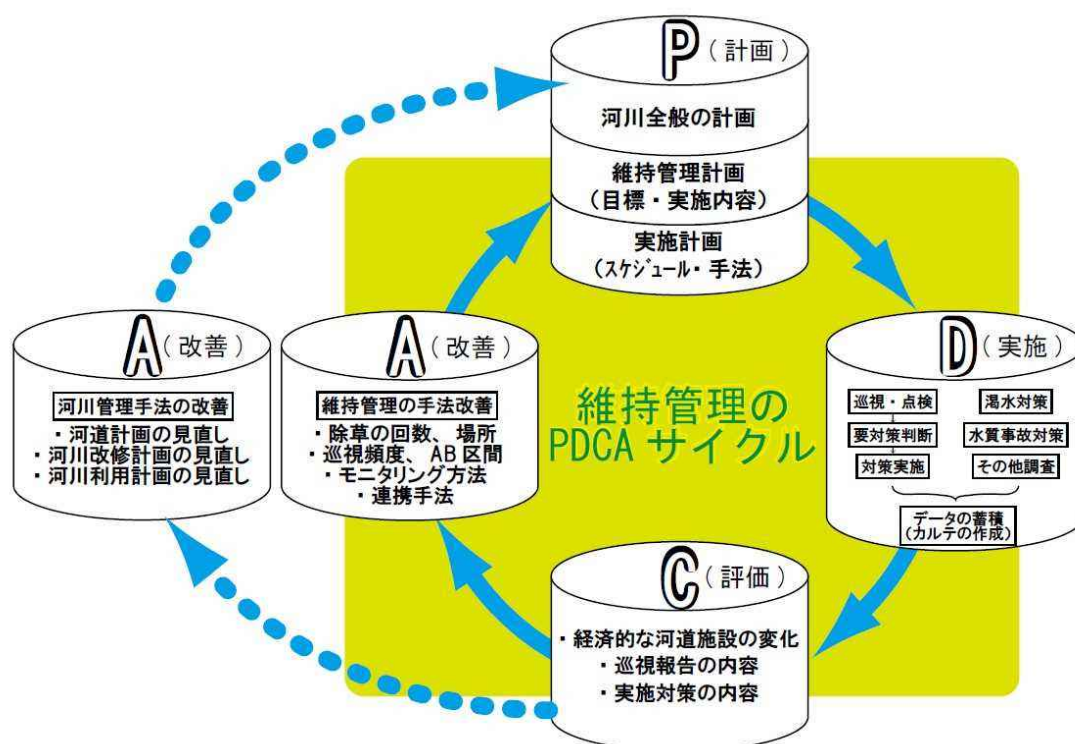


標茶地区水防技術講習会（令和5年8月23日）

## 3.17 効率化・改善に向けた取り組み

## 基本的な考え方

毎年、継続的に行われる河川維持管理に関するデータを蓄積・評価し、河川維持管理の効率化・技術の継承や技術者の育成・河川計画や防災計画に、有効活用していく必要があります。このための河川管理に関わる点検結果や、各種情報・データの蓄積を行い、河川維持管理支援データベースシステム（RMDIS）を有効活用し、河川管理施設の状態を評価・分析し、必要な改善を行うといったPDCAサイクル概念に基づくシステムの構築に努めます。河川維持管理の効率化・技術の継承や技術者の育成・河川計画や防災計画に、有効活用していく必要があります。このための河川管理に関わる点検結果や、各種情報・データを蓄積し、状態を評価・分析し、必要な改善を行うといったPDCAサイクル概念に基づくシステムの構築に努めます。



PDCAサイクル概念図



## 4. 釧路川のできごと

## 4.1 釧路川外減災対策協議会及び釧路川水系外流域治水協議会

## ◆釧路川外減災対策協議会

平成28年4月27日に、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とし、河川管理者、北海道及び関係市町村等にて設置された「釧路川水防連絡協議会釧路川減災対策部会」の対象河川を北海道管理区間に拡大し、平成29年6月28日に「釧路川外減災対策協議会」を設置しました。

## ◆流域治水プロジェクト

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害に備え、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していきます。

また、気候変動の影響により、2040年頃には降雨量が1.15倍に増加すると見込まれることを踏まえ、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策方針を反映した『流域治水プロジェクト2.0』を更新していきます。

第10回釧路川外減災対策協議会及び第5回 釧路川水系外流域治水協議会を令和6年3月15日に開催いたしました。



第10回釧路川外減災対策協議会及び第5回 釧路川水系外流域治水協議会  
(令和6年3月15日)

## 4.2 安全利用点検

◆釧路川・新釧路川の管理区間において、河川の施設を安全に利用できるよう、ゴールデンウィーク前及び夏休み前に、釧路河川事務所と自治体による点検を実施しました。

- 開催日時 令和5年4月12日（ゴールデンウィーク前）  
令和5年7月11日（夏休み前）



階段の破損

安全利用点検で発見した異常箇所  
(令和5年4月12日)



防護柵の破損

安全利用点検で発見した異常箇所  
(令和5年7月11日)

## 4.3 重要水防箇所合同巡視

◆釧路河川事務所内の自治体等（水防管理団体）と「洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所（重要水防箇所）」の合同巡視を行いました。

- 開催日時 令和5年7月3日（標茶地区）、11日（弟子屈地区）、  
7月13日（釧路地区）



合同点検の状況（令和5年7月3日）



合同点検の状況（令和5年7月11日）

#### 4.4 堤防決壊時の緊急対策シミュレーション

◆ 災害対応訓練として堤防等の河川管理施設の計画規模を超える大雨により洪水被害に至る事態に備え、堤防が決壊した状況を想定し迅速に堤防を復旧するための方法を検討する「堤防決壊時の緊急対策シミュレーション」を実施しました。

■ 開催日時 令和5年7月27日



#### 4.5 雌阿寒岳危機管理演習

◆ 近年、各地で大規模土砂災害による甚大な被害が発生していることから、災害発生時を想定した図上訓練及び現地演習を実施し、災害時の行動範囲の確認や調査機材の実技訓練により、対応力向上を図りました。

■ 開催日時 令和5年10月25日～令和5年10月26日



演習の様子

## 4.6 水質事故訓練

◆ 釧路開発建設部では、管内の関係機関や釧路川流域の自治体とともに「釧路川環境保全連絡協議会※1」を設立し、釧路川水系の水質環境保全や、河川愛護の普及等の活動を行っています。協議会活動の一環として、河川へ油などが流出する事故への対応能力向上を目的とした訓練を実施しました。

- 開催日時 令和5年10月31日
- 実施場所 釧路川左岸 KP71.0km 鑑別樋門（川上郡弟子屈町字弟子屈）
- 実施訓練 油類流出拡散防止措置訓練・土のうを用いた流下拡散防止措置訓練  
油類回収訓練・簡易水質調査訓練・油分計測・希釈法による別処理訓練

※1 釧路川環境保全連絡協議会とは

釧路総合振興局・釧路総合振興局釧路建設管理部・釧路総合振興局保険環境部保険行政室・北海道警察釧路方面本部・釧路市・釧路町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・釧路開発建設部で構成している。



油類流出拡散防止措置訓練

## 4.7 刈草の無償配布

◆ 堤防の除草により発生する刈草は、資源の有効利用や処分費のコスト縮減を目的として刈草バンクに応募のあった流域住民（釧路市・標茶町・弟子屈町）に無償配布を行いました。



刈草の梱包状況



刈草の無償配布

#### 4.8 出前講座（防災学習）

◆防災を学ぶ試みとして、標茶小学校において出前講座（防災学習）を実施しました。

■ 開催日時 令和5年11月7日 : 標茶小学校（防災授業）



防災学習の様子（標茶小学校）

## 4.9 水生生物調査

◆釧路川の水質状況を把握するため、釧路湿原川レンジャーの方々と水生生物調査を行いました。調査の結果、釧路川の水質は4段階で最も上位の「きれいな水」と判定されました。

また、平成30年からは、水辺空間の新たな活用における社会実験として「水辺の楽校祭」を開催しています。



調査の様子（令和5年7月19日）



「水辺の楽校祭」の様子（令和5年7月19日）

## 4.10 市民団体との連携

◆市民団体が行う河川清掃に参加しました。

## ■ 開催日時

月日	名前	内容	主催者
6月3日	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ クリーンウォーク	駐車帯などの沿道 清掃活動	釧路湿原・阿寒・摩周シーニック バイウェイ



清掃の様子（弟子屈町）

## 4.11 仮設トイレの設置（岩保木水門付近）

◆釧路川の河川巡視担当者の大半が女性であり、巡視区域内ではトイレを利用できる施設が限られていることから、河川巡視ではトイレの確保が課題でした。また、巡視中にカヌー利用者等から「細岡カヌーポートにトイレを設置して欲しい」と要望を受けることが度々あり、巡視区域でもある細岡カヌーポートはカヌーや釣り人等の利用が多いことから、地域貢献（観光支援）として、試行的に仮設トイレを設置し、一般の方にも開放しました。

- 試行期間 令和5年7月14日 ～ 令和5年9月14日（60日間）
- 設置場所 岩保木水門付近



岩保木水門付近



設置した仮設トイレ

## 4.12 樋門操作訓練の実施

◆出水期を迎えるにあたり、危機管理の一層の充実を図るために、樋門の操作訓練を実施しました。訓練には職員その他、災害協定会社や関連業務の従事者等が参加し、2箇所（下オソベツ樋門、富士樋門）で実施しました。

- 実施期間 令和5年6月26日 ～ 令和5年6月30日
- 実施場所 下オソベツ樋門、富士樋門



操作訓練の様子（下オソベツ樋門）



操作訓練の様子（富士樋門）

## 4.13 出水対応

◆令和6年3月30日に、下オソベツ観測所で氾濫注意水位を超過する出水が発生したため、職員は警戒体制をとるとともに、標茶町からの要請により下オソベツ樋門へ排水ポンプ車を派遣させ、排水作業を実施しました。

- 実施期間 令和6年3月30日
- 実施場所 下オソベツ樋門



排水ポンプ車設置状況



排水状況



## 4.14 花咲かじいさんプロジェクト【植樹】

◆地域の小学生が、釧路川流域に生育しているハルニレ・ヤチダモなどの自然木から種を採取し、種から育てた苗木を河川環境の一環として、釧路開発建設部と釧路町立遠矢小学校が連携して実施しました。

■ 実施期間 令和5年6月15日



植樹の様子